

ここから先はWEB版のみの情報！

令和  
7年度版

# こえどちゃん+ プラス

子ども子育て  
支援制度

就学前後の  
いそいそ



# 子ども・子育て支援新制度

みんなが、子育てしやすい国へ。

## すくすくジャパン!

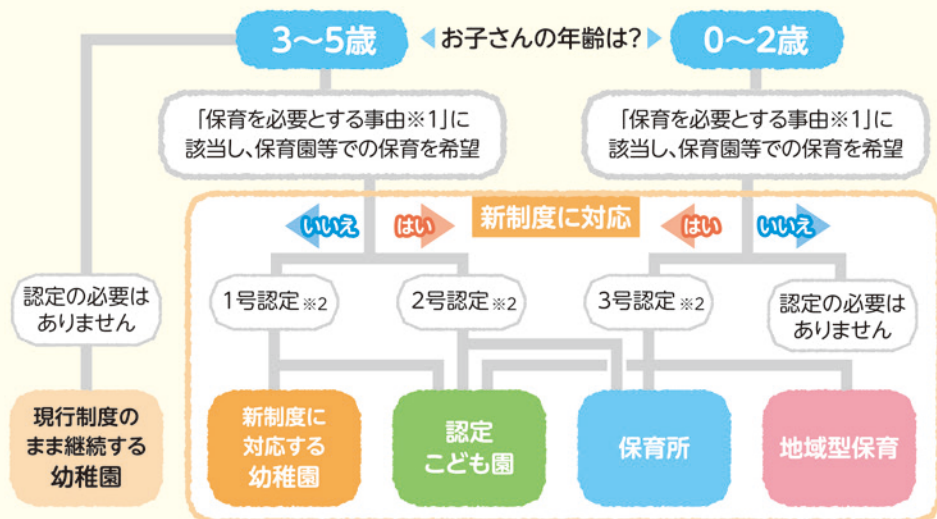


幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」といいます。))が、平成27年度からスタートしました。

新制度は、以下の「子ども・子育て関連3法」に基づき進めていきます。

- 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)
- 子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)

### 新制度で増える教育・保育の場



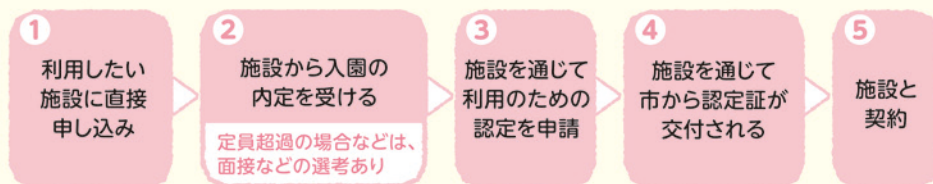
※1 「保育を必要とする事由」とは、保護者の就労など、こどもが家庭において必要な保育を受けることが困難である場合を指します。

※2 新制度に対応する施設を利用する場合、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって1～3号のいずれかの認定(教育・保育給付認定)を、川越市から受ける必要があります。

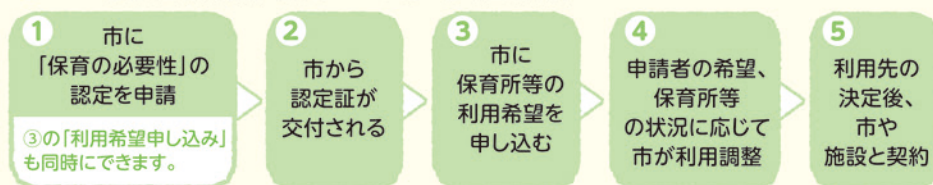
## 新制度に対応する施設の利用手続きの流れ

下記のとおり認定区分によって、利用手続きは異なります。

### ● 1号認定(幼稚園・認定こども園)



### ● 2・3号認定(保育所・認定こども園・地域型保育)



新制度に対応しない幼稚園(現行制度のまま継続する幼稚園)を利用する場合は、上記のような、1号認定を受ける必要はありません。

※詳しくは下記をご参照ください。



## 新制度に対応する施設(1号認定)と現行制度のままの幼稚園との違い

|      | 認定こども園等の新制度に対応する施設                                | 現行制度のまま継続する幼稚園(未移行幼稚園)                                 |
|------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 入園方法 | 希望する施設に直接申し込み、入園の内定後、施設を通じて市へ認定申請(詳しくは上記をご参照ください) | 希望する幼稚園に直接申し込み                                         |
| 入園料  | なし(毎月の保育料に含まれています)                                | 各園が設定した入園料(月額換算)・保育料から25,700円を差し引いた額が1か月あたりの自己負担となります。 |
| 保育料  | なし                                                |                                                        |
| 選考方法 | 各施設が決定。ただし、施設の事業者は正当な理由がある場合を除き、受け入れる義務があります      | 建学の精神等により各園が決定します                                      |

※新制度に対応するか、しないかは施設の意向で決まります。

令和7年度以降の意向等については、各幼稚園にお問い合わせください。

## 幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのお子さまと、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのお子さまの利用料が上限額まで無償化となりました。

### 無償化の対象となる施設等

|                            | 認可保育所等<br>(※1) | 新制度幼稚園・認定こども園<br>(幼稚園枠) |                                            | 私立幼稚園<br>(未移行幼稚園)(※2) |                                            | 認可外<br>保育施設等(※3)      |
|----------------------------|----------------|-------------------------|--------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------|-----------------------|
|                            |                | 教育時間                    | 預かり保育                                      | 教育時間                  | 預かり保育                                      |                       |
| 3～5歳児<br>クラス               | ○              | ○                       | ○(※4)<br>(上限額450円×<br>1か月あたりの<br>利用日数(※5)) | ○<br>(上限額<br>25,700円) | ○(※4)<br>(上限額450円×<br>1か月あたりの<br>利用日数(※5)) | ○(※4)<br>(上限額37,000円) |
| 満3歳児(市民<br>税課税世帯)          | —              | ○                       | ×                                          | ○<br>(上限額<br>25,700円) | ×                                          | —                     |
| 満3歳児(市民<br>税非課税世帯)         | —              | ○                       | ○(※4)<br>(上限額450円×<br>1か月あたりの<br>利用日数(※5)) | ○<br>(上限額<br>25,700円) | ○(※4)<br>(上限額450円×<br>1か月あたりの<br>利用日数(※5)) | —                     |
| 0～2歳児クラス<br>(市民税非課税<br>世帯) | ○              | —                       | —                                          | —                     | —                                          | ○(※4)<br>(上限額42,000円) |

満3歳児を除き、4月1日時点の年齢で判断いたします。

※1 認可保育所等・・・公立保育園、私立保育園、認定こども園(保育園枠)、地域型保育事業所

※2 子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園のことを指します。(以下、「未移行幼稚園」という。)

※3 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業)

※4 保育の必要性がある場合に限りです。

※5 3～5歳児クラスの場合、上限額は、最大で11,300円、満3歳児の場合、上限額は最大で16,300円となります。

無償化対象施設等になるためには、利用する施設等が事前に施設所在地の市町村の確認を受けることが条件となります。(確認を要する施設等は、認定こども園(幼稚園枠)と幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等になります。)

市外の施設等を利用されている場合は、無償化対象施設等にあたるか、施設所在地の市町村に確認をしてください。

### 無償化後の自己負担について

#### ●保育園、認定こども園、地域型保育事業、就学前の障害児の発達支援

→延長保育の利用料、通園送迎費、給食費、行事費など

#### ●未移行幼稚園

→(通園送迎費、給食費、行事費など)+25,700円を超える部分の保育料・入園料

#### ●幼稚園・認定こども園の預かり保育

→450円×1か月あたりの利用日数を超える部分の利用料

#### ●認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業)

→複数の施設等の利用料を合計して37,000円(0～2歳児クラスの場合42,000円)を超える部分の利用料

## 無償化の対象となるための手続き

### ● 保育園、認定こども園、地域型保育事業、就学前の障害児の発達支援

→ 手続きは必要ありません。

### ● 幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業)

→ 利用施設・事業所から配布される認定申請書を記入の上、添付書類とともに利用施設、事業所に提出してください。

※ 認定書類の添付書類として、保育を必要とすることがわかる書類が必要です。詳しくは、利用施設・事業所から配布される資料または市ホームページを確認するか、保育課へお尋ねください。

※ 市外の施設、事業を利用している方も、川越市での手続きが必要となります。

### 問い合わせ先

保育園、認定こども園、地域型保育事業、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業の無償化

保育課 ☎049-224-5827

病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業)

こども育成課 ☎049-224-5724

就学前の障害児の発達支援の無償化

療育支援課 ☎049-224-6247

## 保育園等における副食費の免除について

保育園、認定こども園、地域型保育事業所における副食費が免除となります。

|       | 説明                                                                                                                                                                                                 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者   | 以下のいずれかに該当しているお子さま<br>① 保育園、認定こども園(2号)、地域型保育事業所(3～5歳児クラス)に在籍している場合<br>・ 年収360万円未満相当世帯のお子さま ・ 小学校就学前の兄弟が2人以上いるお子さま<br>② 新制度幼稚園、認定こども園(1号)に在籍している場合<br>・ 年収360万円未満相当世帯のお子さま ・ 小学校3年生以下の兄弟が2人以上いるお子さま |
| 免除の範囲 | 給食費の内、副食費(※)相当分                                                                                                                                                                                    |
| 手続き   | 不要                                                                                                                                                                                                 |

※ 副食費とは、主食(お米、麺、パン等)以外のもの(おやつ含む)。

## 未移行幼稚園における副食費の補助について

給食を実施している未移行幼稚園における副食費が一部補助されます。

|       | 説明                                                                  |
|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 対象者   | 給食を実施している新制度未移行幼稚園に在籍している年収360万円未満相当世帯のお子さま又は小学校3年生以下の兄弟が2人以上いるお子さま |
| 免除の範囲 | 給食費の内、副食費(※)相当分。ただし、月4,800円が上限となります。                                |
| 手続き   | 3月頃に幼稚園を通して行います。5月頃に年額が支給されます。                                      |

※ 副食費とは、主食(お米、麺、パン等)以外のもの(おやつ含む)。

### 問い合わせ先

保育課 ☎049-224-5827

## 地域子ども・子育て支援事業について

| 事業名                                                         |                           | 事業の概要                                                                                               | 対象児童年齢                |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 利用者支援事業<br>(P48参照)                                          |                           | 子育て中の親子や妊産婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。 |                       |
| 時間外保育事業(延長保育事業)                                             |                           | 保育所において、保育の必要性に応じて保育標準時間(11時間)・保育短時間(8時間)の認定を行い、この保育必要量区分を超えて保育を行う事業です。                             | 0歳～5歳                 |
| 放課後児童健全育成事業<br>(学童保育事業) (P82～P83参照)                         |                           | 就労等により保護者が留守になっている家庭の小学校に就学している児童に対し、放課後、小学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図る事業です。           | 小学生                   |
| 子育て<br>短期支援<br>事業                                           | トワイライトステイ事業<br>(P82参照)    | 保護者の病気や仕事などの理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて平日の夜間に養育を行う事業です。                                   | 3歳～12歳になった<br>年の年度末まで |
|                                                             | ショートステイ事業<br>(P82参照)      | 保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育を行う事業です。                              | 3歳～12歳になった<br>年の年度末まで |
| 乳児家庭全戸訪問事業<br>(P29参照)                                       |                           | 助産師等が生後4か月までのお子様のいるすべての家庭を訪問しています。育児の疑問や産後の健康について相談できます。育児の情報などをお伝えする訪問事業です。                        |                       |
| 養育支援訪問事業                                                    |                           | 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の、養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する事業です。                                     |                       |
| 子育て世帯訪問支援事業                                                 |                           | 家事・育児等に不安や負担を抱える家庭に対して、訪問して支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。                                            |                       |
| 親子関係形成支援事業<br>(子育てトレーニング) (P43参照)                           |                           | こどもとの関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通して、親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。                                  |                       |
| 地域子育て支援拠点事業<br>(P64～P67参照)                                  |                           | 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行う事業です。                                                       | 0歳～おおむね<br>3歳未満       |
| 一時<br>預かり<br>事業                                             | 保育所等における<br>一時預かり (P72参照) | 保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所等において一時的に児童を預かる事業です。                                  | おおむね0歳～5歳             |
|                                                             | 幼稚園等における<br>一時預かり         | 保護者の労働等の事由により、幼稚園に在籍している園児を当該幼稚園の教育時間を超えて保育する事業です。                                                  | おおむね3歳～5歳             |
| 病児保育事業 (P80参照)                                              |                           | こどもが病気になったけれど仕事を休めない時など、医療機関や保育所併設の施設で、看護師・保育士等がお子さんを一時的にお預かりする事業です。                                | 生後2か月～<br>小学3年生       |
| 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業、緊急<br>サポートセンター事業) (P81参照) |                           | 児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人(依頼会員)と援助を行うことを希望する人(提供会員)の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。                           | おおむね0歳～<br>小学6年生      |
| 妊婦健康診査事業 (P25参照)                                            |                           | 妊婦健康診査にかかる費用を一部助成することで、妊婦および胎児等の健康状態を定期的に把握するとともに、定期的な受診勧奨を促す事業です。                                  |                       |
| 実費徴収に係る補足給付                                                 |                           | 幼稚園や保育所等で実費徴収される、教育・保育に係る物品の購入費や、行事への参加費等を保護者の所得状況等を勘案して助成する事業です。                                   |                       |
| 妊婦等包括相談支援事業                                                 |                           | 妊婦とその配偶者に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行い安心して出産・子育てができる環境を整える事業です。                                     |                       |
| 産後ケア事業 (P29参照)                                              |                           | 母子に対して保健指導・授乳指導、心身のケアおよび育児サポート等を行い産後も安心して子育てできる支援体制の確保を行う事業です(産後1年以内の母子)。                           |                       |
| 乳児等通園支援事業                                                   |                           | 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のすべてのこどもに対し、お仕事をしているなどの利用要件を問わず、毎月一定の時間まで保育環境を提供する事業です。                      |                       |